

# 安全な街で暮らしたい!

私たちの周りには、犯罪や交通事故、火災などの危険が潜んでいます。これらから身を守るには、一人ひとりの心構えと地域全体の環境づくりが大切です。どんなことに気を付けたらいいのでしょうか。

## 路上駐車をやめることから始めよう

「駐車禁止区域じゃないから」ほかの人もやっているから」と軽い気持ちで、路上駐車をしていませんか。駐車禁止区域外でも、昼十二時間・夜八時間以上、同一個所に駐車するのは違法行為です。

違法ではなくても、路上駐車の前で見通しが悪くなったり、歩道に乗り上げた駐車車のせいで歩行者が車道を歩いたりと、交通事故の発生につながる危険を増大させています。

冬の除雪作業にとっても、最も困るのが路上駐車です。たった一台の路上駐車のため、作業が遅れることやその道路全部の除雪ができないことがあります。除雪に支障が生じる事で、消防車や救急車など緊急自動車の通行が妨げられ、火災や急病人の対応が手遅れになる恐れもあります。

また一般的に、このような迷惑行為が放置されていると、地域住民の小さな違法行為に対する罪悪感が薄れ、軽犯罪が起きやすい環境をつくりだすこととなり、やがて、警察

や住民の監視が行き届いていない街と判断されて、外部から犯罪者が侵入するなど、地域の治安が悪化するといわれています。

一見無害のようで、軽い気持ちから行ってしまいがちな路上駐車ですが、実はさまざまな形で地域の安全を脅かしているのです。

そこで、これを防止しよう



とする取り組みが、区内で行われています。

平成七年から、町内会、警察署、区などが違法駐車防止対策協議会を設置して、秋と冬の地域パトロールなどを行っています。今年も、十月十二日から二十八日までの夜間、各地域ごとにステッカーの貼り付けなどを行って、全部で約三百五十台の車両に移動を呼び掛けました。来年の一月と二月にも、同様のパトロールを実施する予定です。

このほか、小学校や公園の周辺などでは、フラワーポットやバリアポップサイン（歩道上に置いて、駐車できないように地域で対策を取っているところもあります）

小さくても迷惑行為はしない、許さないと、ひとり一人が心掛けるとともに、地域住民と警察、区などが協力して、小さな罪でも許さないと、地域全体で取り組む姿勢を示すことが、安全な環境づくりにつながります。

路上駐車はやめる、そんなことから安全なまちづくりを始めてみませんか。

